

VIII よくある問い合わせ（Q & A）

【実務経験に関するQ & A】

No.	質 問	回 答
1	パートタイムでホームヘルパーをしています。1日の勤務時間が8時間に満たない場合は、業務従事日数に算入できますか。	算入できます。 業務従事日数は、1日の勤務時間が短いパート労働者であっても、1日勤務したものとしてみなします。
2	登録ヘルパーとして2か所以上の事業所で勤務していますが、この場合、業務期間及び従事日数を通算できますか。	重複している業務期間は通算できません。 同一日に2か所以上の事業所で勤務した場合の実日数は1日となります。 なお、複数の実務経験証明書の業務期間に重複がある場合、従事日数内訳証明書（様式任意）の提出が必要です。
3	実務経験要件の期間5年かつ従事日数900日は、いつの時点まで算入できるのですか。	試験の前日（令和6年10月12日）まで算入できます。 なお、申込書提出の時点で期間等が要件に足りない場合は、実務経験見込証明書として「有する見込みである」に✓を記入して提出し、その後、要件を満たした時点で、再度、実務経験証明書を提出してください。（令和6年10月18日〔金〕消印有効）
4	1年前に介護福祉士の資格を取得しましたが、それ以前から通所介護事業所で介護業務に従事しており、通算で5年以上かつ900日以上の実務経験があります。受験資格はありますか。	受験資格はありません。 法定資格に基づく業務期間の受験資格要件は、法定資格の登録日からの起算となります。
5	平成30年4月1日から病院で勤務していますが、看護師免許の登録日は平成30年5月20日です。従事期間・日数は4月1日から実務経験期間に算入できますか。	算入できません。この場合、算入できるのは5月20日からとなります。 なお、看護師資格取得の前に准看護師資格を保有していた場合は、准看護師としての従事期間も算入できます。その場合、看護師免許証と准看護師免許証の両方の写しを添付してください。
6	産前産後休暇、育児休業を取得していましたが、その期間は実務経験期間に算入できますか。	産前産後休暇期間は、算入できます。 育児休業、病気休業、介護休業等の期間は、算入できません。 なお、業務従事日数の算定は実際に勤務した日を算定しますので、産前産後休暇・育児休業とも算入できません。
7	薬剤師の免許を持ち、製薬会社で研究業務をしていました。この期間は実務経験期間に算入できますか。	算入できません。 研究業務に従事していた期間は、受験資格に該当しません。実務経験として認められる業務は、要援護者等に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、当該資格等を有していても、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない業務を行っていた期間は実務経験期間に含まれません。
8	保健師の資格を持ち、行政の非常勤職員として、介護保険の認定調査員をしていました。この期間は実務経験期間に算入できますか。	算入できません。 認定調査業務は、要援護者に対する直接的な対人援助業務ではないため、受験資格の対象業務ではありません。また、保健師の資格に基づく業務にも該当しません。
9	保健師の資格を持ち、養護教諭として学校に勤務していました。この期間は実務経験期間に算入できますか。	算入できません。 学校の養護教諭の業務は、受験資格に該当しません。
10	栄養士（管理栄養士を含む）の免許を持ち、民間の社員食堂で調理をしていました。この期間は実務経験期間に算入できますか。	算入できません。 栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています。（栄養士法第1条）調理業務、食器衛生管理等は実務経験期間として算入できません。
11	現在の勤務先が緊急事態宣言により休業してました。この期間は実務経験期間に算入できますか。	休業期間中の従事期間は、特例として実務経験従事期間に含めることができます。ただし、休業期間中は実務経験従事日数には含めることができません。

【提出書類に関するQ & A】

No.	質 問	回 答
1	看護師免許取得後、結婚して姓が変わりました。保有している看護師免許証の氏名と現在の氏名が異なりますが、何か書類が必要ですか。	戸籍抄本（氏名の変更が確認できる事項が記載されたもの）が必要です。 受験申込書の氏名と法定資格の免許証や登録証等に記載された氏名が異なる場合は、戸籍抄本をその免許証等の写しとともに提出してください。戸籍抄本等の有効期間は3か月間です。現在、書換え申請中の場合は、保健所による証明書の添付でも可とします。
2	退職後、結婚して姓が変わりました。実務経験証明書の「氏名」欄はどの時点のものを記入すればよいですか。	実務経験証明書の「氏名」欄は勤務時の氏名を記入してください。 なお、証明書と受験申込書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（氏名の変更が確認できる事項が記載されているもの）を添付してください。
3	「提出書類」の「法定資格を有することが証明できる免許証、登録証等の写し」は「合格証」の写しでも良いのでしょうか。	「免許証」「登録証」の写しを添付してください。 登録制の法定資格については、登録を行うことにより有資格者として当該業務を行うことができますので、「合格証」ではなく、必ず「免許証」「登録証」等の写しを提出してください。
4	介護福祉士など登録制をとっている資格については、登録しないと国家資格としてみなされないのでしょうか。	みなされません。 登録制の資格については、登録日以降が当試験の有効な実務経験期間となります。
5	業務に従事していた事業所が廃業してしまったために、実務経験証明書が発行してもらえない場合、どうすればよいですか。	実務経験証明書が提出できない場合、原則として実務経験として算入できません。 ただし、当時の責任者や相続人、破産管財人等、勤務していたことを証明することのできる書類を保管している方に証明してもらえる場合は、実務経験として算入できる場合がありますので個別にご相談ください。
6	戸籍抄本及び住民票の提出が必要な場合、その有効期間はいつまでですか。	有効期間は発行から3か月間です。 発行から3か月以内のものに限り、受理します。
7	これまでの業務経験を全て申込書に記入する必要がありますか。	必要ありません。 申込書の「実務経験期間」欄には、受験に必要な実務経験期間のみを記入していただければ結構です。 なお、記載した実務経験については、必ず実務経験証明書が必要です。
8	実務経験の証明は、過去従事した事業所の中で、5年を超えているものがあれば、いつ勤務した事業所の証明でもよいのですか。	かまいません。 なお、勤務地要件の確認のため、現在従事している事業所における実務経験（見込）・在籍証明は必ず必要となります。
9	実務経験は5年以上ありますが、正看護師の免許を取得したのは1年前です。その前に取得した准看護師の免許証も必要ですか。	必要です。 5年間の資格の証明をしなくてはならないため准看護師の免許証を添付する必要があります。管理栄養士、栄養士の免許等も同じです。
10	看護師免許証等の裏面に記載がある場合、裏面の写しの提出は必要ですか。	必要です。 国家資格等の登録年月日等が裏面に記載されている場合がありますので、裏面も提出してください。
11	派遣で勤務している場合、実務経験証明書は勤務している事業所で作成してもらうのですか。	派遣元の会社等による証明となります。